

京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する要領

制定 令和3年4月1日

1 目的

本要領は、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、京都市建設局における熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する事項を定めるものである。

2 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日又は環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が25度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上又は環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が25度以上の場合とする。

なお、当面の間、新型コロナウイルス対策(マスクの着用等)と熱中症対策に同時に取り組む場合は、日最高気温が28度以上の日を特例的に「真夏日」とする(WBGTの場合は変わりなく25度以上の日を真夏日とする)。この特例的な措置の終了に当たっては本要領を改訂する。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率}^* = \text{工期期間中の真夏日(日)} \div \text{工期(日)}$$

※ 小数第3位を四捨五入して小数第2位止めとする。

<計算例> 真夏日率=(50日/300日)=0.17

3 対象工事等

(1) 対象工事(工事に類する業務委託を含む。)

京都市建設局が発注する工事で土木工事標準積算基準書(京都市建設局)を適用する工事(随意契約及び年間契約による工事を含む。ただし、単価契約による工事を除く。)で、主たる工種が屋外作業である工事(ただし、受注者が熱中症対策に資する現場管理費の補正を契約後すみやかに希望した場合に限る。)

(2) 対象地域

京都市内における全ての地域を対象とする。

4 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、現場管理費の補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値}(\%)^{*1,2} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{*3}$$

※1 小数第3位を四捨五入して小数第2位止めとする。

<計算例> 補正値(%)=0.17×1.2=0.20%

※2 「積雪寒冷地域で施工時期が冬季となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合には最高2%とする。

※3 補正係数:1.2

(2) 現場管理費

$$\text{現場管理費}(\text{円})^* = \text{対象純工事費}(\text{円}) \times ((\text{現場管理費率}(\%) \times \text{補正係数}) + \text{補正値}(\%))$$

※ <計算例> 現場管理費(円)=10,000,000円×((24.90%×1.0)+0.20%)=2,510,000円

(このうち、熱中症対策に資する現場管理費の補正額は10,000,000円×0.20%=20,000円)

5 適用

この要領は、令和3年4月1日以降に契約する工事から適用する。

なお、令和3年4月1日以前に契約した工事（既契約工事）においても、令和3年4月1日以降に変更契約を行う工事に限り、本試行を適用できるものとする。

6 留意事項

- (1) 真夏日日数の集計にあたっては、京都観測所（気象庁）で観測された気温^{※1}、又は、環境省が公表している暑さ指数（WBGT）（ただし、観測地点は「京都」に限る。）^{※2}のいずれを用いることを標準とする。ただし、これらのいずれの方法にもよりがたい場合は、事前に監督職員と協議のうえ、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温測定方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、気温の計測・集計方法については、工事着手前に受注者が提出する施工計画書に必ず記載することとする。また、気温の集計に要する費用は受注者の負担とする。

※1 気象庁「過去の気象データ検索」<<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>>

※2 環境省「暑さ指数(WBGT)の実況と予測」<https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php>

- (2) 真夏日日数の集計結果及び熱中症対策^{※3}の状況写真は、全工期分をまとめて、変更契約協議時に、工事打合せ簿により報告すること。

なお、真夏日日数の集計に当たっては、京都観測所（気象庁）で観測された気温、又は、環境省が公表している暑さ指数（WBGT）（ただし、観測地点は「京都」に限る。）を一括して簡易に参照・エクセルデータによる出力ができる「熱中症対策に資する現場管理費の補正額 算出サイト」^{※4}の使用を推奨する。

※3 熱中症対策の一例…連続作業時間の短縮、作業員の健康状態のチェック、熱を遮ることのできる遮蔽物等の設置、簡易な屋根の設置、通風や冷房を行うための設備の設置、作業場所における飲料水の備え付け、休憩場の設置、身体を適度に冷やすことのできる物品や設備の設置、作業前後における水分及び塩分の摂取、通気性の良い服装の着用等

【参考】国土交通省大臣官房技術調査課『土木工事安全施工技術指針』（令和2年3月）

<<https://www.mlit.go.jp/common/001334897.pdf>>

国土交通省大臣官房技術調査課『建設現場における熱中症対策事例集』（平成29年3月）

<<https://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou/pdf/290331jireisyuu.pdf>>

国土交通省『STOP！熱中症－熱中症になる前に対策を！－』

<<https://www.mlit.go.jp/common/001292278.pdf>>

※4 一般財団法人建設物価調査会「熱中症対策に資する現場管理費の補正額 算出サイト」

<<https://nechusho.kensetu-navi.com/>>

- (3) 既契約工事においては、本要領の制定日以降、すみやかに受発注者協議により「基準日」を定め、当該基準日から工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を計測するものとする。なお、基準日は、令和3年4月1日以降の日付とするとともに、同日から可能な限り早い日付とすること。
- (4) 本要領の対象工事である旨は、特記仕様書において明記する。
- (5) 施工箇所点在型工事については、点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。
- (6) 本要領に基づき熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う場合でも、現場環境改善費の積算（率計上）において「現場環境改善（安全関係）」として「避暑（熱中症予防）・防寒対策」を選択することは可とする。
- (7) 上記の取扱いについて、特殊の事情等により、対応が困難な場合は、受発注者により決めること。